認可外保育施設等との併用不可の場合、通っている幼稚園等の預かり保育の利用料のみが無償化の対象(上限まで)となります。認可外保育施設等との併用可の場合、通っている幼稚園の預かり保育の利用料に加え、併用する認可外保育施設等の利用料も含めて無償化の対象(上限まで)となります。

※併用不可=1日8時間以上かつ年間200日以上、預かりを実施している園

従来型私立幼稚園および預かり保育(在園児のみ)実施施設

No.	施設名(幼稚園名称)	所在地	設置主体名	幼稚園および預かり 保育事業の確認年 月日	認可外保育施設等との併用可否※
1	あやめ幼稚園	堀切7-17-6	学校法人葛飾吉田学園	令和元年9月27日	併用可
2	延命幼稚園	東水元3-18-18	学校法人水元まちだ学園	令和元年9月27日	併用可
3	葛飾白百合幼稚園	西新小岩4-19-13	学校法人やしろ学園	令和元年9月27日	併用可
4	葛飾やまびこ幼稚園	青戸8-4-20	学校法人青砥学園	令和元年9月27日	併用可
5	葛飾若草幼稚園	細田5-4-11	学校法人清田学園	令和元年9月27日	併用不可
6	上平井幼稚園	東新小岩5-11-15	学校法人上平井幼稚園	令和元年9月27日	併用不可
7	共栄幼稚園	お花茶屋2-6-1	学校法人共榮学園	令和元年9月27日	併用可
8	熊野幼稚園	立石8-44-31	学校法人熊野学園	令和元年9月27日	併用不可
9	千鶴幼稚園	堀切5-41-22	学校法人宇田川学園	令和元年9月27日	併用不可
10	遍照院幼稚園	水元5-5-33	学校法人和銅寺学園	令和元年9月27日	併用可
11	摩耶幼稚園	立石8-4-12	宗教法人西円寺	令和元年9月27日	併用不可
12	やくし幼稚園	東四つ木1-5-9	宗教法人浄光寺	令和元年9月27日	併用不可(※)

※No.13の幼稚園は、令和4年3月31日まで併用可となります。

新制度私立幼稚園での預かり保育(在園児のみ)実施施設

No.	施設名(幼稚園名称)	所在地	設置主体名	預かり保育事業 の確認年月日	認可外保育施設等との併用可否※
1	葛飾しらゆり学園幼稚園	鎌倉2-8-11	高橋 英夫	令和元年9月27日	併用不可
2	浜島幼稚園	東金町5-47-5	浜島 一男	令和元年9月27日	併用可
3	水元八千代幼稚園	西水元3-12-12	千葉 伸一	令和元年9月27日	併用可
4	帝釈天附属ルンビニー幼稚園	柴又7-10-30	宗教法人題経寺	令和元年9月27日	併用不可
5	あすなろ幼稚園	奥戸3-28-21	学校法人八王山学園	令和元年9月27日	併用不可(※)
6	和光幼稚園	奥戸5-5-16	学校法人みどりかげ学園	令和元年9月27日	併用不可(※)
7	葛飾こどもの園幼稚園	立石2-29-6	学校法人希望学園	令和元年9月27日	併用不可(※)
8	東江幼稚園	東金町2-25-12	学校法人東江寺学園	令和元年9月27日	併用可(※)
9	東光幼稚園	お花茶屋1-2-15	学校法人東光学園	令和元年9月27日	併用不可(※)
10	明昭第二幼稚園	堀切1-26-15	学校法人関口学園	令和元年9月27日	併用不可(※)

※No.5、No.6の幼稚園は、令和2年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

認定こども園での預かり保育(教育部分の在園児のみ)実施施設

No.	施設名(認定こども園名称)	所在地	設置主体名	預かり保育事業 の確認年月日	認可外保育施設等との併用可否※
1	幼保連携型認定こども園葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	学校法人二葉学園	令和元年9月27日	併用不可
2	認定こども園金町幼稚園	金町4-10-14	津田 学	令和元年9月27日	併用不可
3	認定こども園葛飾みどり	鎌倉1-21-9	学校法人広和学園	令和元年9月27日	併用不可
4	幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	学校法人町山学園	令和元年9月27日	併用不可
5	新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩4-35-5	学校法人ちぐさ学園	令和元年9月27日	併用不可(※)
6	幼保連携型認定こども園すなはら	西亀有4-8-19	社会福祉法人砂原母の会	令和4年3月28日	併用不可
7	幼保連携型認定こども園そあ	水元3-13-20	社会福祉法人砂原母の会	令和5年3月31日	併用不可
8	幼保連携型認定こども園めいしょう幼稚園	四つ木1-41-1	学校法人関口学園	令和元年9月27日	併用不可(※)
9	幼保連携型認定こども園青戸福祉	青戸3-13-25	社会福祉法人厚生福祉会	令和6年3月29日	併用不可
10	幼稚園型認定こども園青鳩幼稚園	青戸6-8-3	学校法人山﨑文化学園	令和7年4月1日	併用不可

※No.5の認定こども園は、令和2年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

[※]No.7の幼稚園は、令和4年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

また、令和4年3月31日までは併用可となります。

[※]No.8の幼稚園は、令和5年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

[※]No.9の幼稚園は、令和5年4月30日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

[※]No.10の幼稚園は、令和6年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

[※]No.8の認定こども園は、令和5年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。

[※]No.10の認定こども園は、令和7年3月31日まで無償化対象施設の従来型私立幼稚園として運営しておりました。